

# 騒音・振動特定施設一覽

区分	機械等の種類	騒音		振動		備考
		騒音規制法	成田市公害防止条例	振動規制法	成田市公害防止条例	
		都市計画法による用途地域	市内全域	用途地域(工業専用地域を除く)	市内全域	
金属加工機械	圧延機械	○※	○※	×	○※	※原動機の定格出力合計22.5kW以上のものに限る
	製管機械	○	○	×	○	
	ベンディングマシン	○(ロール式)※	○※	×	×	※原動機の定格出力合計3.75kW以上のものに限る
	液圧プレス	○(矯正プレスを除く)	○	○(矯正プレスを除く)	○	水又は油の油圧でプレスし、金属素材の成型など加工を行う機械
	機械プレス	○ 加圧能力が294kN以上のみ	○	○	○	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	せん断機	○(3.75kW以上のみ)	シャーリングマシン 3.75kW以上のみ	○(1kW以上のみ)	シャーリングマシン 1kW以上のみ	一對のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
	鍛造機	○	○	○	○	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○	○(37.5kW以上のみ)	○	線材又は針金を加工して、ヘアーピン等の針金製品を作る機械
	ブラスト	○※	○	×	×	※タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
	タンブラー	○	○	×	×	
	製鉄機	×	○	×	×	
	製釘機	×	○	×	×	
	切断機	○※	○	×	×	※砥石を用いるもののみを限る
	平削盤	×	○	×	×	長大な平面を切断するのに用いる機械
	型削盤	×	○	×	×	小型構造物の平面を切断する機械
	研磨機	×	○	×	×	砥石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工する機械
	自動やすり目立機	×	○(1.5kW以上のみ)	×	×	刃の連続的な上下運動により、なめし鉄にやすり目を刻む機械
空気圧縮機・圧縮機 (冷媒用コンプレッサーを除く)		○(7.5kW以上のみ)※	○(3.75kW以上のみ)※	○(7.5kW以上のみ)※	○(3.75kW以上のみ)※	※原動機の定格出力
送風機 (非常用排煙機も含む)		○(7.5kW以上のみ)※	○(3.75kW以上のみ)※	×	○(3.75kW以上のみ)※	※原動機の定格出力
破砕機・粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機ふるい及び分級機	○(7.5kW以上のみ)※	○	○(7.5kW以上のみ)※	○(3.75kW以上のみ)※	※原動機の定格出力
	食品加工用粉砕機	×	○	×	○(3.75kW以上のみ)※	※原動機の定格出力
	その他の用に供する粉砕機	×	○※	×	○(3.75kW以上のみ)※	※破砕機及び摩砕機を含む
繊維機械	織機	○※	○※	○※	○※	※原動機を用いるものに限る
	紡績機械	×	○	×	×	
	編組機	×	○	×	×	
	撚糸機	×	○	×	×	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	○※	○	×	×	※気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る
	コンクリートブロックマシン	×	×	○※	○※	※原動機定格出力合計2.95kW以上のものに限る
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	×	×	○※	○※	※原動機定格出力合計10kW以上のものに限る
	アスファルトプラント	○※	○	×	×	※混練機の混練重量200kg以上のものに限る
穀物用製粉機		○※	×	×	×	※ロール式で原動機定格出力7.5kW以上のものに限る
木造加工用機械	ドラムバーガー	○	○	○	○	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮をはく機械
	チッパー	○(2.25kW以上のみ)※	○	○(2.2kW以上のみ)※	○	※原動機の定格出力
	碎木機	○	○	×	×	
	帯のこ盤	製材用は15kW以上 木工用は2.25kW以上 対象	○(0.75kW以上のみ)	×	×	
		製材用は15kW以上				

174	丸のこ盤	木工用は2.25kW以上対象	○(0.75kW以上のみ)	×	×	
	かんな盤	○(2.25kW以上のみ)	○(0.75kW以上のみ)	×	×	
	抄紙機	○	○	×	×	パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造されるもの
	印刷機械	○(原動機を用いるもののみ)	○(原動機を用いるもののみ)	○※	○※	※原動機定格出力2.2kW以上のものに限る
	合成樹脂用射出成型機	○	○	○	○	
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	×	×	○※	○※	※カレンダーロール機以外で原動機定格出力30kW以上のものに限る
	鋳造型機	○※	○	○※	○※	※ジョルト式のものに限る
	ニューマチックハンマー	×	○	×	×	空気ハンマーともいう
	ロール機	×	○	×	×	回転させて使う円筒形の機械
	自動製ビン機	×	○	×	×	ビンを製造する機械
	ドラム缶洗浄機	×	○	×	×	
	ロータリーキルン	×	○	×	×	釜などを回転させる機械
	コルゲートマシン	×	○	×	×	段ボールシートを作る機械
	重油バーナー	×	○※	×	×	※重油使用量が毎時15L以上のものに限る
走行 クレーン	天井走行クレーン	×	○※	×	×	※原動機定格出力合計が7.5kW以上のものに限る
	門型走行クレーン	×	○※	×	×	※原動機定格出力合計が7.5kW以上のものに限る
	集じん装置	×	○	×	×	気体中に浮遊している粉塵などの微粒子を集めて取り除く機械
	冷凍機(冷媒用圧縮機)	×	○※	×	○※	※原動機定格出力合計が7.5kW以上のものに限る エアコンの室外機が該当する
原動機	ディーゼルエンジン	×	○※	×	×	※船舶、車両等の原動機を除き、定格出力合計が7.5kW以上のものに限る
	ガソリンエンジン	×	○※	×	×	※船舶、車両等の原動機を除き、定格出力合計が7.5kW以上のものに限る
	クーリングタワー	×	○※	×	×	※0.75kW以上のものに限る
	営業を目的として設置される原動機付二輪車による断郊競技施設	×	○	×	×	営業を目的として設置されるによる原動機付二輪車 道路交通法第2条第9号に規定する自動車のうち 自動二輪車及び同項第10号に規定する原動機付 自転車並びにこれらを改造したものによる断郊競技施設